

農業水利施設等の保全管理の在り方検討会 中間取りまとめ

令和6年8月27日

1 はじめに

農業水利施設等は、地域の営農環境の維持・発展のために計画的に造成され、その後、土地改良区や集落、多面活動組織、市町村等多様な団体における活動により、基幹水利施設から末端水利施設にわたる一連の施設の機能を適切に発揮できるよう管理されてきた。

他方、農村における人口減少や営農の多様化が進む中で、将来にわたって地域の良好な営農環境の維持・確立への不安が広がってきており、このため、土地改良区に期待される役割はますます重要となってきている。土地改良区がその役割を果たしていくためには、自らの運営基盤の強化も欠かすことはできない。

このため、農業水利施設等の保全管理の在り方検討会（以下「検討会」という。）では、土地改良区を中心とする農業水利施設等の保全管理の在り方と、土地改良区が将来にわたって保全管理を行っていくための運営基盤強化の取組について検討を行ってきたところである。この中で、農業水利施設等が地域の重要インフラであり、社会共通資本であるとの認識の下、①農業水利施設等の保全管理に関する議論を後押しする仕組みを構築すること、②将来を見据えた「ビジョン」を策定する取組を推進すること、③これらについて土地改良法へ位置付けられるべきことについて方向性・必要性の一致をみたので、ここに中間取りまとめを行う。

農林水産省においては、この中間取りまとめに沿った取組の推進と土地改良法への位置付けについて、関係者の意見も幅広く聴きながら、詳細な制度設計をお願いしたい。

なお、こうした取組には市町村をはじめとする関係者の積極的な参画が重要であり、その際、関係者の理解を得るために十分な説明を行うことが求められる。また、土地改良区が関与していない農業水利施設等の適切な保全管理についても配慮していくことが求められる。

2 「ビジョン」策定の主たる目的

(1) 地域の農業生産基盤（農業水利施設等）の保全

- ① 基幹水利施設から末端水利施設にわたる一連の施設を将来に向けて確実に保全し、農業者が受益していけるよう、土地改良区が将来を見据えた「ビジョン」を策定する。
- ② 「ビジョン」の策定に当たり、農業水利施設等の管理において重要な役割を担っている土地改良区をはじめとして、市町村、その他の関係者など地域内の施設の保全等

に關係する者が幅広く集まって議論を行うことを通じて、地域の重要インフラである農業生産基盤の保全活動における役割分担の明確化や連携体制を構築する。

(2) 土地改良区の運営基盤の強化

将来にわたり、地域の農業水利施設等の保全管理を行う体制を確保するため、地域ぐるみの保全体制の構築による取組の効率化、土地改良区の再編等による運営効率の向上（農業者の負担軽減）、施設の統廃合に関する議論の加速等によるストックの適正化などの人材の確保（ひと）、経営収支の健全化（かね）、更新（効率化）等に関する取組を強力で推進することで、土地改良区の運営基盤の抜本的な強化を図る。

3 「ビジョン」の概要

(1) 性格

- ① 農業水利施設等の持続的な保全体制の中心となる土地改良区自らが地域の将来の姿を見据えて、農業水利施設等の持続的な保全体制を構築するとともに、その中心となる土地改良区の運営基盤を強化することで、農業生産基盤の保全を図るために関係者の協力を得て、策定する。
- ② 「ビジョン」の策定に係る関係者の責務等を明らかにし、関係者が一丸となって「ビジョン」の実現を目指す。
 - ア 土地改良区と市町村その他の関係者は、相互に連携して地域の農業生産基盤の保全に積極的に取り組む。
 - イ 土地改良区は、人材の確保、経営収支の健全化、再編その他の運営基盤の強化に取り組む。
 - ウ 国及び地方公共団体は、土地改良区に対して「ビジョン」の策定とその実現について、助言その他の援助を行うよう努める。

(2) 「ビジョン」策定の役割分担

- ① 土地改良区は、単独で又は共同して「ビジョン」を策定し、認定を受けることができる（認定は、都道府県が行うことを想定）。
 - ア 策定は任意とする（義務としない）。
 - イ 地域計画（農業経営基盤強化促進法）を参照しつつ20年から30年後の農業水利施設等の更新のタイミングも見据えて策定する。
- ② 都道府県は、「ビジョン」を策定する手助けとして、市町村域や水系等を基本として、「ビジョン」の策定を議論すべき区域（ビジョン区域）を定める。
 - ア 継続的な活動が行われるよう、適切に区域の設定を行う。その際、それぞれの土地改良区の実情、特徴に応じたものとなるよう留意する。
 - イ 現在の土地改良区の区域にとどまらず、隣接する地域も含めて区域を設定するこ

とができる。

また、区域内の現に管理していない施設も対象にすることができる。

- ③ 土地改良区は、市町村、その他の関係者からなる協議会を組織し、その意見を聴いた上で「ビジョン」を策定することができる。
 - ア 協議会の構成員とするべき者は土地改良区の判断により決定できることとするが、「ビジョン」策定に当たって、構成員以外の関係者からも意見を聴くことができるものとする。
 - イ 市町村、その他の関係者の協議会への参加は義務とはしないが、土地改良区から参加を要請できる仕組みとする。
 - ウ 都道府県土地改良事業団体連合会は、「ビジョン」の策定が円滑に進むよう土地改良区をサポートする。

(3) 内容

「ビジョン」は、次の①及び②に関する部分のそれぞれについて策定する。

- ① 地域の農業生産基盤（農業水利施設等）の保全
 - ア 対象施設（土地改良区が管理する施設だけでなく、他者が所有又は管理する施設を含めることも可能）
 - イ 管理主体（関係者による役割分担）
 - ウ 管理に要する経費の負担（関係者による分担）
 - エ 補修・更新のタイミング 等
- ② 土地改良区の運営基盤の強化
 - ア 若年層等を含む多様な人材の確保、育成
 - イ 保全管理する土地改良施設の施設規模の適正化
 - イ 施設を確実に保全していくための安定的な収入の確保や支出の見直しによる経営収支の健全化
 - ウ 再編や規模拡大 等

(4) 効果

- ① 「ビジョン」に基づいて取組を行う土地改良区、市町村、都道府県土地改良事業団体連合会、その他の関係者に対して、その取組が適正かつ円滑に実行されるよう国が予算や制度面で後押しを行う。
- ② 市町村、都道府県土地改良事業団体連合会、その他の関係者は、認定された「ビジョン」に基づいてそれぞれの役割を果たす。

4 おわりに

この中間取りまとめは、検討会における多角的な議論を踏まえて行ったものであり、営

農に不可欠な農業水利施設等を将来にわたって適切に保全していく上で、重要な布石となるものと確信している。

この中間取りまとめにおける取組の推進に当たっては、土地改良区をはじめとした関係者が一丸となって取り組む必要があると考えられるため、検討会としては、引き続き、この中間取りまとめの内容に沿って関係者間の一層の機運の醸成を図りつつ、最終的な提言に向けた意見の集約等を行っていく。